

千葉県報

号外
令和7年11月25日

号外第98号

訓令 目次

○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県訓令第十五号

本 庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一住宅課の項第七号課長専決事項の欄ホ中「第五条の十第一項」を「第五条の二十第一項」に改め、同欄中ホをトとし、同欄二中「第五条の九」を「第五条の十九」に改め、同欄中ニをへとし、同欄ハ中「第五条の八」を「第五条の十八」に改め、同欄中ハをホとし、同欄ロ中「第五条の四（第五条の七第二項）」を「第五条の十四（第五条の十七第二項）」に改め、同欄中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 第五条の三の規定による支援法人の登録に関すること。

ハ 第五条の八の規定による監督に関すること。

別表第一住宅課の項第九号課長専決事項の欄中レをソとし、カからタまでをヨからレまでとし、同欄ワ中「第二百十三条第一項」を「第二百十三条」に改め、同欄中ワをカとし、ニからヲまでをホからワまでとし、同欄ハ中「第九十七条第一項」を「第九十七条」に改め、同欄中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第四条の二の規定による助言、指導等に関すること。

別表第一の四住宅課の項第四号イ中「第五条の十第一項」を「第五条の二十第一項」に改め、同項第六号リを削り、同号中ヌをリとし、ルからウまでをヌからムまでとする。

附 則

この訓令は、令和七年十一月二十八日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八